

告 示

埼玉県告示第八百三十四号

県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（農地整備事業）の工事を平成二十八年三月二十二日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司